当院は，東北厚生局へ下記の施設基準に関する届出を行っています。

2026.11.01 時点

基本診療料

■ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
■ 歯科外来診療医療安全対策加算２
■ 歯科外来診療感染対策加算４
■ 情報通信機器を用いた診療
■ 電子的診療情報連携体制整備加算２
■ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算１
■ 遠隔電子処方箋活用加算
■ 特定機能病院Ａ入院基本料（一般病棟７対１、精神病棟 10 対１）
■ 入院栄養管理体制加算
■ 救急医療管理加算
■ 超急性期脳卒中加算
■ 診療録管理体制加算１
■ 医師事務作業補助体制加算１（20 対 1）
■ 急性期看護補助体制加算（25 対 1（看護補助者 5 割以上)、夜間 100 対１、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算算定有）
■ 看護職員夜間配置加算（12 対１配置加算１）
■ 「A207-5」電子的診療情報連携体制整備加算 1
■ 療養環境加算
■ 重症者等療養環境特別加算
■ 無菌治療室管理加算１
■ 無菌治療室管理加算２
■ 放射線治療病室管理加算（治療用放射性同位元素による治療の場合）
■ 放射線治療病室管理加算（密封小線源による場合）
■ 緩和ケア診療加算
■ 精神病棟入院時医学管理加算
■ 精神科身体合併症管理算
■ 精神科リエゾンチーム加算
■ 精神科慢性身体合併症管理加算
■ 摂食障害入院医療管理加算
■ 栄養サポートチーム加算
■ 医療安全対策加算１
■ 医療安全対策地域連携加算１
■ 感染対策向上加算１（指導強化加算、微生物学的検査体制加算、抗菌薬適正使用体制加算算定有）
■ 患者サポート体制充実加算
■ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算

■ ハイリスク妊娠管理加算
■ ハイリスク分娩管理加算
■ 地域連携分娩管理加算
■ 術後疼痛管理チーム加算
■ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
■ 病棟薬剤業務実施加算 2
■ データ提出加算 2 のイ　200 床以上
■ 入退院支援加算 1（入院時支援加算算定有）
■ 精神科入退院支援加算
■ 認知症ケア加算 1
■ せん妄ハイリスク患者ケア加算
■ 精神疾患診療体制加算
■ 精神科急性期医師配置加算 2 のイ
■ 地域医療体制確保加算 2
■ 医療提供機能連携確保加算
■ 特定集中治療室管理料 1（小児加算、早期離床・リハビリテーション加算、早期栄養介入管理加算、広範囲熱傷管理加算算定有）
■ 新生児特定集中治療室管理料 2
■ 新生児治療回復室入院医療管理料
■ 小児入院医療管理料 2（プレイルーム加算（保育士 2 名以上の場合）、無菌治療管理加算、養育支援体制加算算定有）

特掲診療料

- 外来栄養食事指導料の注３に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング
- 喘息治療管理料及び重度喘息患者治療管理加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ
- がん患者指導管理料ハ
- がん患者指導管理料ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 移植後患者指導理料（臓器移植後）
- 移植後患者指導理料（造血幹細胞移植後）
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 高度腎機能障害患者指導加算
- 小児運動器疾患指導管理料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 生殖補助医療管理料１
- 二次性骨折予防継続管理料１
- 二次性骨折予防継続管理料３
- 下肢創傷処置管理料
- 救急外来医学管理料
- 救急外来緊急検査対応加算
- 院内トリアージ実施体制加算
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料１
- 外来腫瘍化学療法診療科の注９に規定するがん薬物療法体制充実加算
- 連携充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注３に掲げる相談支援加算
- 心不全再入院予防継続管理料
- がん治療連携計画策定料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- こころの連携指導料（Ⅱ）
- プログラム医療機器等指導管理料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料１
- 医療機器安全管理料２
- 精神科退院時共同指導料１及び２
- 救急搬送診療料の注４に掲げる重傷者搬送加算
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料（膠芽腫の場合及び非小細胞肺癌の場合）
- 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合及び間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
- 遺伝学的検査の注１に規定する施設基準
- 染色体検査の注２に規定する基準（絨毛染色体検査）
- 骨髄微小残存病変量測定
- BRCA1/2 遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- 先天性代謝異常症検査
- 抗アデノ随伴ウィルス９型（ＡＡＶ９）抗体
- HLA 抗体（スクリーニング検査）及び抗 HLA 抗体（抗体特異性同定検査）
- HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
- 検体検査理加算（Ⅳ）
- 国際標準検査管理加算
- 遺伝性疾患療養指導管理料注１から注３及び注５
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 人工膵臓検査、人工膵臓療法
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 脳波検査判断料１
- 神経学的検査
- 補聴器適合検査
- コンタクトレンズ検査料１
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- 前立腺針生検法（MRI 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- CT 透視下気管支鏡検査加算
- 経気管支凍結生検法
- 壁側胸膜凍結生検法
- 画像診断管理加算３
- ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合又は PSMA イメージング剤を用いた場合を除く。）
- ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合又は PSMA イメージング剤を用いた場合を除く。）
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 冠動脈 CT 撮影加算
- 血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- 心臓 MRI 撮影加算
- 乳房 MRI 撮影加算
- 小児鎮静下 MRI 撮影加算
- 頭部 MRI 撮影加算
- 全身 MRI 撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算１
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算算定有）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算算定有）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算算定有）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算算定有）
- がん患者リハビリテーション料
- 通院・在宅精神療法　心理支援加算
- 通院・在宅精神療法　児童思春期支援指導加算
- 通院・在宅精神療法　早期診療体制充実加算
- 通院・在宅精神療法　情報通信機器を用いた通院精神療法の施設基準
- 通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準
- 精神科作業療法
- 抗精神病特定薬剤治療指導理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 医療保護入院等診療料
- 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- 多血小板血漿処置
- 硬膜外自家血注入
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１）
- 導入期加算２及び腎代替療法実績加算
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- ストーマ合併症加算
- 磁気による膀胱等刺激法
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科）
- 頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算（歯科）
- 外科医療確保特別加算
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 皮膚移植術（死体）
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。）に限る。）
- 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算
- 脛骨遠位骨切り術
- 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- 椎間板内酵素注入療法
- 緊急穿頭血腫除去術
- 脳血栓回収療法連携加算
- 脳刺激装電植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装電交換術
- 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離捜査を行うもの）
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便過活動膀胱）
- 舌下神経電気刺激装置植込術
- 羊膜移植術
- 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- 網膜再建術
- 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術
- 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- 人工中耳植込術
- 人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ｖ型（拡大副鼻腔手術）
- 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）
- 上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）（MRI によるもの）
- 乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）

（内視鏡下によるものを含む。）
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 気管支バルブ留置術
- 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除及び肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- 腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 胸腔鏡下弁形成術
- 弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
- 経カテーテル大動脈弁置換術
- 胸腔鏡下弁置換術
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術（左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの））
- 経皮的中隔心筋焼灼術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術
- 植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術
- 大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- 補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓（非拍動流型）
- 腎神経焼灼術
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））、（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））、（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））、（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- 腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 同種死体腎移植術
- 生体腎移植術
- 膀胱水圧拡張術
- ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 尿道狭窄グラフト再建術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）
- 埋没陰茎手術
- 精巣温存手術
- 陰嚢水腫手術
- 精巣内精子採取術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用施設機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨膣固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膣式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 胎児胸腔・羊水腔シャント術
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 19 に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- 体外式模型人工肺管理料
- 輸血管理料Ⅰ
- 貯血式自己血輸血管理体制加算
- 自己生体組織接着剤作成術
- 自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
- 同種クレオプレシピナート作製術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 内視鏡手術用支援機器加算
- 胃瘻増設時嚥下機能評価加算
- コーディネート体制充実加算
- 医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）（麻酔に従事する医師が専従で実施する場合及び麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合に限る。）
- 麻酔管理料（Ⅰ）
- 麻酔管理料（Ⅱ）
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）
- 強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）
- 画像誘導放射線治療加算（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- 画像誘導密封小線源治療加算
- 歯科技工士連携加算 1
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- デジタル病理画像による病理診断
- 病理診断管理加算 2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 国際標準病理診断管理加算
- 看護職員処遇改善評価料 61
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
- 入院ベースアップ評価料 137
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- 口腔機能実地指導料
- 歯科治療時医療管理料
- 精密触覚機能検査
- 歯科口腔リハビリテーション料２
- 歯周組織再生誘導手術
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科技工加算１及び２
- タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- 子宮腺筋症病巣除去術